

公立博物館の政策的位置づけに関する一考察

薄井 伯征
(大潟村干拓博物館)

【要旨】

自治体における博物館の位置づけや管理運営費など、公立博物館の行財政情報は乏しい。本稿では、博物館の管理運営費に関する情報を整理し、秋田県内の市町村立博物館の財政状況について分析を試み、行財政的観点から地方の公立博物館の位置づけについて考察を行った。その結果、各種統計調査等からは、公立博物館の財政状況の把握が困難であることが示された。一方、秋田県内市町村立博物館の管理運営費は年間約 1400～1700 万円と推定され、財政・運営体制が厳しく、博物館活動を十分展開できないと考えられた。また、県内市町村が策定する総合計画に記載された博物館は 20 館に過ぎず、市町村の地域づくりの指針に対し、博物館があまり期待されていない状況が浮かび上がった。博物館の政策的位置づけの確立には、総合計画に示された地域的課題の解決や将来の地域像に対し、解決可能性を提示し実践する必要がある。

1. 研究の目的と方法

平成 23 年 12 月 20 日付けで、文部科学省から「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「望ましい基準」とする）が告示され、同日施行された。この「望ましい基準」は、平成 20 年の博物館法の改正、近年の博物館の利用者のニーズの多様化・高度化、並びに博物館の運営環境の変化などを踏まえ、平成 15 年 6 月 6 日に告示された「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が全面的に改正されたものである。

「望ましい基準」においては、第 1 条において、博物館が教育、学術、文化の発展だけでなく、「地域の活性化に貢献するよう努めるものとする」ことが示され、第 3 条では、博物館の設置の目的を踏まえ、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意しつつ、博物館の「基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする」ことが示された。また第 11 条においては、博物館が学校、家庭、地域社会等と緊密な連携、協力を努め、さらに、利用者及び地域住民等の学習の成果を活用する機会の提供に努めるものと明記された。すなわち、今まで以上に地域に密着し、様々な地域資源や地域の人材を活用して博物館活動を行い、地域活性化へ貢献することが求められている。

地方の公立博物館には、基本的にはその地域ならではの資料と情報が集積している。博物館はそれらを生かし、独自の博物館活動を行い、地域的課題の解決や生涯学習の推進を通じて地域社会に貢献しなければならない。一方、公立博物館を管理運営する多くの地方公共団体においては、総じて財政状況は非常に厳しい。生涯学習の推進や振興に関する社会教育費は減少傾向にあり、博物館費も例外ではない¹⁾。

地方の公立博物館が地域住民の負託に応え、活動し、地域貢献を目指すためには一定の財源が必要である。さらに、自治体の財源を有効に活用し、博物館運営の成果を検証するためには、行財政的観点からその自治体における博物館の位置づけと管理運営の分析が求

められる。

文部科学省では、博物館を調査対象に2種類の指定統計調査を行っている。第一は、地方公共団体から支出された経費等の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにするため毎年実施している「地方教育費調査」であり、第二は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにするため、3年ごとに実施している「社会教育調査」である。併せて文部科学省では、さまざまな角度から博物館に関する調査研究を第三者に委託する形で実施しており、平成20年度には「地域とともに歩む博物館育成事業」により、財団法人日本博物館協会に委託する形で博物館の実態の把握と調査研究が行われ、その報告書である「日本の博物館総合調査研究報告書」が刊行されている。なお、これらの調査はいずれも、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設が対象となっている。

地方教育費調査においては、教育委員会所管の社会教育費、並びに社会教育費の中の博物館費が公表されている。掲載されている数値は前年度の決算額の総額であり、この結果から単純に地方の公立博物館の管理運営に係る費用を読み取ることは難しい。また、社会教育調査においては、博物館の職員数や入館者数の情報が得られるが、管理運営に係る費用については調査項目となっておらず、公立博物館の財政状況が把握できない。さらに、日本の博物館総合調査研究報告書においては、博物館の支出総額の平均が設立主体別に掲載されているものの、その内訳はない。従って、近年公表されている各種統計調査や報告書からは、博物館収入及び人件費、光熱水費、企画展示費など、どの程度の費用で博物館が運営されているのかを分析することが難しい。すなわち、博物館の管理運営にかかる費用を調査し、これを自館の活動に反映することができない。特に、財政規模が小さい町村立の博物館については、行財政的観点からの実態を把握することが困難な状況となっている。

自治体における博物館の政策的位置づけに関しては、これらの統計調査や報告書から情報を読み取ることは困難である。しかし多くの自治体では、自治体の将来像とそれを実現するための基本的な行政運営の指針を示した総合計画が策定されており、博物館の政策的位置づけに関する情報を得ることができる。

そこで本研究では、これまでの統計調査や報告書等から得られる博物館の管理運営費に関する情報を整理し、秋田県内の市町村立博物館の財政状況について分析を試みた上で、県内市町村の総合計画から、その市町村立博物館の政策的位置づけの分析を行う。そして、開館年以降の年度別決算額が把握でき、かつ総合計画に政策的位置づけが記載されている秋田県内の村立の登録博物館である大潟村干拓博物館を事例に財政状況と政策的位置づけの分析を行い、自治体の政策的位置づけにおける博物館の可能性と課題について考察を行う。なお本稿では、博物館法第2条に規定する「登録博物館」、博物館法第29条に規定する「博物館相当施設」、並びに博物館と同種の事業を行う「博物館類似施設」を博物館として取り扱う。

2. 秋田県内市町村立博物館の財政状況

秋田県では、毎年秋田県教育庁から、県の生涯学習・文化財保護の施策をまとめた「秋田県の生涯学習・文化財保護－施策の概要－」が刊行されており、県内の様々な生涯学習施設の一覧が掲載されている。これをもとに、秋田県内の博物館の状況について、設置主

体別に、その管理運営主体が分かるよう表 1 に整理した。なお、管理運営主体については、各自治体の各施設の設置条例から判断した。

表 1 秋田県の博物館の設置主体と管理運営の状況²⁾

設置主体	館数	管理運営主体	館数	備考
登録博物館				
県立	3	首長部局	0	
		教育委員会	2	
		指定管理者	1	財団法人(1)
市立	2	首長部局	0	
		教育委員会	2	
		指定管理者	0	
町村立	2	首長部局	0	
		教育委員会	2	
		指定管理者	0	
その他	0			
計	7			
博物館相当施設				
県立	2	首長部局	0	
		教育委員会	1	
		指定管理者	1	NPO 法人(1)
市立	1	首長部局	0	
		教育委員会	1	
		指定管理者	0	
町村立	0	首長部局	0	
		教育委員会	0	
		指定管理者	0	
その他	1			国立大学法人(1)
計	4			
博物館類似施設				
県立	3	首長部局	1	
		教育委員会	1	
		指定管理者	1	株式会社(1)
市立	60	首長部局	7	
		教育委員会	43	指定管理者による管理が可能(2)※
		指定管理者	10	株式会社(8)、有限会社(1)、民間団体(1)
町村立	11	首長部局	3	指定管理者による管理が可能(1)※
		教育委員会	7	
		指定管理者	1	商工会(1)
その他	7			国(2)、学校法人(1)、社団法人(2)、個人(2)
計	81			

※ 「指定管理者」行の備考欄には指定されている指定管理者を明記した。「その他」行の備考欄には設置主体を明記した。括弧内は館数。

※ 条例で指定管理者による管理ができることを定めているが、指定管理者を指定していない施設。括弧内は館数。

その結果、平成 24 年度においては、秋田県内には 92 館の博物館が存在し、うち登録博物館が 7 館、博物館相当施設は 4 館、博物館類似施設が 81 館であった。これらの施設の設置主体は市町村が多いこと、自治体が運営する博物館は所管が教育委員会であるケースが多いこと、さらに、条例により指定管理者により管理運営を行うことができると定めてい

る自治体もあり、指定管理者を具体的に定めて管理運営を委託している博物館があることが明らかとなった。その指定管理者は、地元の民間企業や民間団体であった。また、これらの博物館の多くは、バブル景気期およびその後の平成不況期に相当する昭和 55 年から平成 11 年までの 20 年間に開館していた（図 1）。

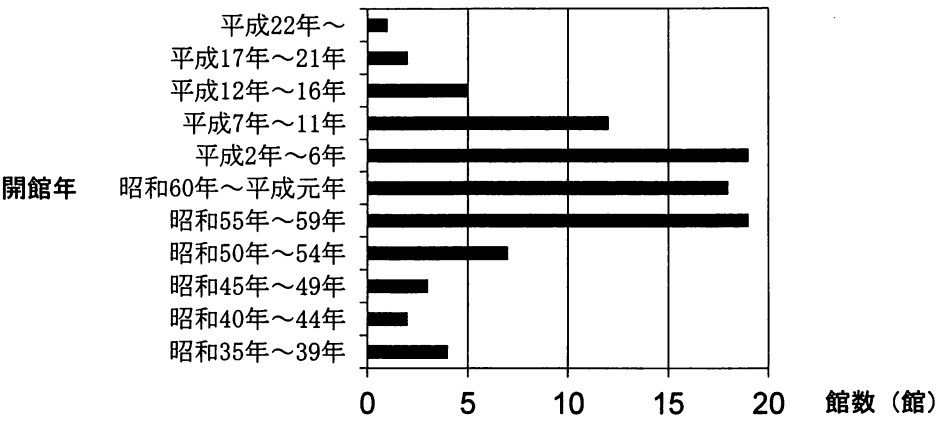


図 1 秋田県内の博物館の開館時期と開館館数³⁾

表 2 地方教育費調査から推定した秋田県内の市町村立博物館の博物館費※

年 度	秋田県内市町村の博物館費の総額(単位:千円)						
	総額	消費的 支 出		資本的 支 出	うち土地・ 建築費	消費的支出 ＋ 資本的支出	債 務 償還費
			うち人件費				
平成 15 年度	1,217,093	843,125	394,739	78,390	14,913	921,515	295,578
平成 16 年度	1,402,689	815,109	384,408	191,363	33,106	1,006,472	396,217
平成 17 年度	1,306,380	800,639	387,669	122,817	67,251	923,456	382,924
平成 18 年度	1,236,988	785,679	365,429	88,721	35,838	874,400	362,588
平成 21 年度	1,307,314	771,087	392,149	90,587	79,613	861,674	445,640
平成 22 年度	1,019,464	795,738	383,826	42,868	32,372	838,606	180,858

年 度	秋田県内の市町村立博物館 1 館あたりの平均博物館費(単位:千円)						
	総額	消費的 支 出		資本的 支 出	うち土地・ 建築費	消費的支出 ＋ 資本的支出	債 務 償還費
			うち人件費				
平成 15 年度	20,629	14,290	6,690	1,329	253	15,619	5,010
平成 16 年度	23,774	13,815	6,515	3,243	561	17,059	6,716
平成 17 年度	22,142	13,570	6,571	2,082	1,140	15,652	6,490
平成 18 年度	20,966	13,317	6,194	1,504	607	14,820	6,146
平成 21 年度	22,158	13,069	6,647	1,535	1,349	14,605	7,553
平成 22 年度	17,279	13,487	6,506	727	549	14,214	3,065

※消費的支出は、毎年経常的に支出される経費で、人件費、博物館活動費、施設管理費等を含む。資本的支出は、新たな財産の取得や増加に係る経費で、建設費、備品費、図書購入費等を含む。なお、地方教育費調査の中で博物館費については、平成 19・20 年度に調査は行われなかった。

次に、秋田県内の市町村立博物館の管理運営費について分析を試みた。県内の自治体の

中にはホームページで予算・決算が公表されている場合があるが、全ての自治体ではなく、また公表されていても教育費など目的別歳出の総額であり、教育費の中の博物館費を把握することはできない。そこで、前述した地方教育費調査から、秋田県内の市町村立博物館の博物館費を推定した。推定は、地方教育費調査結果のうち博物館費について、その総額を市町村の教育委員会所管の施設数 59 で除することで行った⁴⁾。その結果を表 2 に示す。債務償還費を除いた 1 館あたり博物館費（消費的支出＋資本的支出）は約 1400 万円～1700 万円であり、平成 16 年度から減少傾向にあった。日本の博物館総合調査研究報告書によれば、平成 19 年度の町村立博物館の支出総額の平均は 2290 万円であり⁵⁾、その 3 分の 2 程度の支出であった。博物館費のうち人件費は 600～700 万円と推定され（表 2）、これは正職員 1 人をやっと雇えるだけの費用である。人件費を除いた消費的支出は 700 万円前後であり、光熱水費など博物館の維持管理費用に加え、企画展示や各種普及活動がこの金額の中で行われていると推定された。さらに、資本的支出のうち、土地・建築費を除いた金額は減少傾向となっている。これは調査研究や普及活動に欠かせない資料や図書の購入費が減少傾向にあることを示している。したがって、秋田県内の市町村立博物館は、その管理運営において、財政状況とその職員体制が極めて厳しく、十分な博物館活動を展開できない状態と考えられる。

3. 秋田県内市町村立博物館の政策的位置づけ

一般的に自治体の総合計画は、その自治体のまちづくりの将来像や基本的な考え方などを示す基本構想、基本構想に基づき施策を体系的に示す基本計画、基本計画に基づき施策の実施方法などを具体的に示す実施計画の三層で構成されている。そこで、秋田県内市町村における博物館の政策的位置づけを把握するため、秋田県内 25 市町村の総合計画の分析を試みた。各市町村の基本構想の実現のために、市町村立博物館が基本計画の中に明確に位置づけられているか、ホームページ上で公表されている県内の市町村の総合計画の内容を調査した。その結果を表 5 に示す。

表 5 県内の市町村の総合計画の公表と基本計画における博物館の政策的位置づけ⁶⁾

調査項目		市	町	村	計
秋田県内の市町村数		13	9	3	25
管理運営する博物館を有する自治体	あり	13	9	2	24
	なし	0	0	1	1
総合計画のホームページ掲載	掲載あり	13	8	2	23
	掲載なし	0	1	1	2
基本計画において、博物館の役割を明確に記載されているか	館名を挙げての記載あり	7	4	1	12
	館名を挙げての記載なし	6	4	1	11
館名を挙げて記載があった市町村における、基本計画中の博物館の位置づけ※	歴史・文化遺産の保護と活用	5	1	0	6
	芸術・文化の振興	3	2	1	6
	観光の振興	2	2	0	4
	生涯学習の振興	0	0	1	1
	その他	0	0	1	1

※重複あり。

秋田県内で、管理運営する博物館を有し、かつ総合計画をホームページに公表している市町村数は23であった。そのうち、特定の博物館の名称を明確に示し、総合計画の基本計画に位置づけている自治体は12市町村の20館にとどまった。この12市町村において、総合計画の中の博物館の位置づけは、「歴史・文化遺産の保護と活用」と「芸術・文化の振興」が多く、次いで「観光の振興」であった。この結果、秋田県内市町村の博物館は、主に歴史・文化遺産の保護と活用と並びに芸術・文化の振興の場として位置づけられていることが示された。

総合計画の中の実施計画においては、ほぼ全ての自治体で、「文化財の保護と活用」「芸術・文化の振興」「観光の振興」が謳われている。しかし、管理運営を行っている博物館があるにもかかわらず、実施計画の中に博物館の明確な記載がない自治体が約半数にのぼった。また、館名を明確に記載している自治体でも、一部の博物館のみが記載されているケースもみられた。さらに、市内の博物館の集約や再構築について明示している自治体もあった。市町村立の博物館は76施設あるにもかかわらず（表1）、基本計画に記載された博物館はわずか20館に過ぎない。すなわち、「文化財の保護と活用」「芸術・文化の振興」などと目標を掲げていても、その目標を達成する手段として博物館の関わりが少ないか、博物館の機能が求められていないと判断される。いいかえれば、これは総合計画に示された地域づくりの指針に対し、博物館がそれほど期待されていないことの証左でもある。

4. 大潟村干拓博物館の現状

次に、筆者が所属し、開館後から博物館費の決算額を把握できる秋田県大潟村の大潟村干拓博物館（以下、干拓博物館という）を事例に、現在までの財政状況を概説し、大潟村における政策的位置づけについて考察する。

(1) 大潟村干拓博物館の財政状況

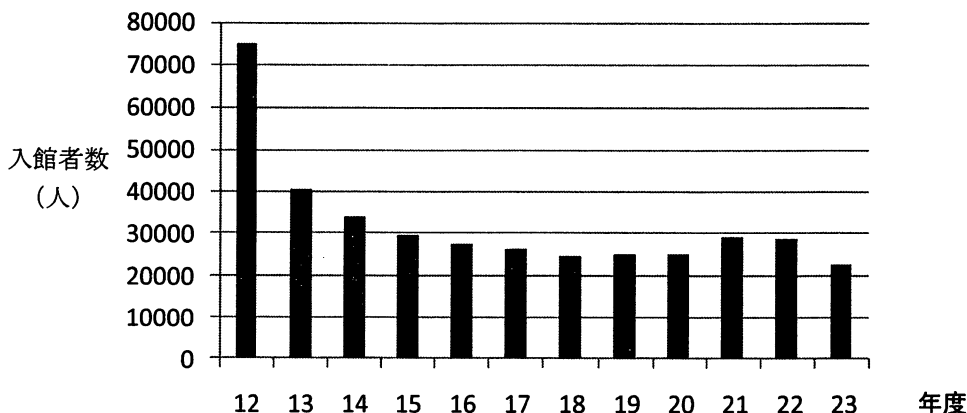


図2 開館後の大潟村干拓博物館の入館者数の変遷

干拓博物館は平成12年4月に開館した。平成23年度までの入館者数の変遷を図2に示す。入館者数は、開館初年度に約75,000人であったが、その後減少し、平成15年度以降は

25000～30000 人で推移している。平成 23 年度は、東日本大震災の影響により入館者数が約 23000 人と、前年度と比べて約 5000 人の大幅な減少となった。

表 4 に開館後の干拓博物館の歳入決算額、歳出決算額の変遷及び歳出の内訳を示す。歳入は主に入館料収入である。開館初年度には、約 1750 万円の歳入があったが、入館者数の減少と、大潟村内住民・村内勤務者の入館料無料化、夏季休暇期間中の親子連れの入館無料化等を行ったことにより、歳入は減少傾向となった。平成 23 年度は、東日本大震災の影響により大幅に歳入が減少した。

表 4 開館後の大潟村干拓博物館の歳入決算額、歳出決算額の変遷と歳出の内訳 ⁷⁾

年度	歳入決算額 (円)	歳出決算額 (円)	歳出の内訳 (%)											
			報酬	正職員 人件費	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 賃借料	工事 請負費	備品 購入費	負担金 補助等
12	17,534,850	45,980,468	0.3	10.5	0.0	0.5	0.3	6.5	0.9	78.9	1.6	0.0	0.4	0.0
13	8,143,000	36,357,895	0.6	0.0	0.8	0.4	0.7	30.9	1.9	59.2	0.0	1.9	3.6	0.0
14	7,536,000	28,719,484	0.7	0.0	0.8	0.5	0.6	33.6	1.9	58.3	0.0	1.2	2.3	0.0
15	6,504,750	25,800,559	0.7	0.0	0.8	0.4	0.4	32.1	2.4	60.6	0.2	0.0	2.4	0.0
16	6,258,200	24,808,318	0.7	0.0	1.1	0.6	0.8	33.8	2.5	59.6	0.2	0.0	0.7	0.0
17	4,717,400	23,596,202	0.5	0.0	0.9	0.4	0.7	34.6	2.2	59.4	0.3	0.0	0.9	0.0
18	4,196,719	23,123,045	0.4	0.0	14.7	1.0	0.9	44.1	3.8	24.2	0.4	7.5	3.1	0.0
19	2,880,154	22,863,363	0.4	0.0	9.1	0.6	0.4	49.4	3.7	33.5	0.3	0.8	1.7	0.0
20	3,408,417	21,653,339	0.5	0.0	5.7	0.9	0.4	49.9	3.6	36.9	0.4	0.0	1.7	0.0
21	3,047,500	31,163,237	0.3	0.0	5.2	0.8	1.1	31.5	2.7	26.2	0.2	27.6	4.3	0.0
22	2,875,148	49,028,012	0.2	0.0	19.2	1.2	0.9	23.0	1.6	6.9	0.4	43.5	2.8	0.3
23	2,108,049	30,572,629	0.2	0.0	36.3	5.0	2.0	32.7	2.5	7.2	0.2	10.8	0.8	2.4
平均	5,767,516	30,305,546	0.4	0.9	7.9	1.0	0.8	33.5	2.5	42.6	0.4	7.8	2.1	0.2

干拓博物館の職員は、館長 1 名（教育長兼務）、専任正職員 1 名（学芸員）、受付・庶務事務 2～5 名（臨時職員）、パート職員数名の体制である。歳出総額は、開館初年度は約 4600 万円（博物館の正職員の人件費を含む）であったが、平成 13 年度以降、博物館正職員の人件費の支出款項目の変更（干拓博物館費→社会教育総務費）、三位一体改革の実施に伴う地方交付税の削減等により、管理運営体制が見直され、博物館費の削減が行われた。その結果、平成 14 年度から 20 年度までの博物館費の決算額は 2000 万円台となった。開館 10 年目の平成 21 年度以降は、施設や展示の修繕が必要になったこと、及び国や県の補助金等（環境省の地域グリーンニューディール基金、秋田県の緊急雇用創出推進事業）を活用し、干拓地の生物調査や省エネルギー化工事などを実施したこと、男鹿半島・大潟ジオパークの大潟村の拠点施設として活動を開始したことなどにより、歳出が増加している。

12 年間の歳出の平均は、前述した秋田県内市町村立博物館の博物館費の平均額（表 2）及び日本の博物館総合調査研究報告書における町村立博物館の平成 19 年度平均額より高かった。しかし、歳出に対する歳入の割合は平均で約 19%にとどまり（表 2）、開館当初から現在まで博物館の管理運営費を入館料でまかなうことはできていない。

歳出において、開館後大きな割合を占めていたのは、委託料と需用費である。開館当初は、受付・庶務事務の臨時職員、光熱水費の支払い、各種庶務消耗品の購入等を、管理委託という形で大潟村の財団法人に委託し運営が行われたが、委託による支出内容の不透明

性等が課題となり、徐々に管理委託料が減少し、平成 22 年度からは完全に管理委託をやめ、教育委員会による直轄管理となった。そのため、同年度から臨時職員等の賃金の割合が増加している。また、委託料は管理委託だけでなく、館内の清掃や館内機器や展示の維持管理など、博物館の維持に必要な部分の委託が多く、展示の改修等の委託事業は少ない。需用費（光熱水費、燃料費、消耗品費、印刷製本費等）については、博物館の維持ならびに企画展示や教育普及事業の実施に必要な支出であるため、歳出のうち一定の割合を占めている。平成 21 年度以降は工事請負費が博物館費の 10%以上となっているが、これは施設や展示の修繕、博物館全体の省エネルギー化工事などを実施したことによるものである。また、館内備品や図書等の購入のため、備品購入費は少ないながらも毎年一定の予算を確保し執行されている。

(2) 大潟村干拓博物館の政策的位置づけ

干拓博物館の設置目的は、八郎潟干拓の歴史及び干拓並びに村存立の意義を後世に伝えるとともに、干拓技術の遺産を保存し、教育及び都市と農村との交流に資することにある。大潟村の人口は約 3300 人に過ぎず、また大潟村の周辺人口⁸⁾は約 50 万人であることから、開館 2 年目以降に入館者数が減少することは当初から想定されていた。そこで干拓博物館協議会では開館初年度の平成 12 年度に、今後の干拓博物館の方向性を示した「大潟村干拓博物館の基本構想」を策定した。「大潟村干拓博物館の基本構想」においては、現状や課題の明確化が行われるとともに、博物館の使命を再設定し、事業展開の方向性が定められ、地域住民と協働で様々な事業を行うよう提言が盛り込まれた⁹⁾。それは、地域の様々な資源を活用し、地域住民とともに地域資源の魅力を創出し、工夫して展示や教育普及事業を行う試みであり、平成 13 年度以降、予算の範囲内で、できるだけ地域住民が関わる形で企画展示や教育普及事業を実施している¹⁰⁾。

平成 12 年度から 23 年度までの干拓博物館の歳出決算額は、大潟村の一般会計の歳出決算額（約 27 億円～53 億円）の 0.6%～1.2%であった。入館者数は平成 13 年度から減少に転じたが（図 2）、一定の割合で予算が確保されていた。その背景には、現実的に 20000 人以上の一定の入館者数があること、大潟村の集落地の入口に干拓博物館は立地しており、村外からの訪問者に対し村の玄関口として強力な情報提供機能を有していること、前述したように地域住民が継続して博物館事業に関わっていること、などに加え、平成 16 年度からの大潟村の総合計画の中に、干拓博物館の活用が位置づけられたことが理由として考えられる。

大潟村の総合計画は、平成 16 年度から平成 21 年度までの「第三次大潟村振興計画」、及び平成 22 年度から平成 29 年度までの「大潟村総合村づくり計画」が策定され、村議会の議決を経ている。この中の基本計画において、「干拓博物館の多面的な活用と効率的な運用」の項目が設けられ、訴求力のある情報発信と教育普及事業の推進が明記されている。実務レベルで博物館の事業予算を要求する際、次年度事業計画案及び事業予算案に干拓博物館協議会の意見を反映させつつ、総合計画の基本計画に沿っているか、基本構想の実現に至るかどうかを含めて、査定を受けることになる。すなわち総合計画に干拓博物館の役割を明記したことが、予算配分、専任職員の配置、博物館事業の実施の大きな根拠となると考えられる。

5. 自治体の政策的位置づけにおける博物館の可能性と課題

これまでの分析により、平成15年度～22年度における秋田県内の市町村立博物館の管理運営費は約1400万円～1700万円であり、うち人件費は600万円～700万円と推定され、財政的に非常に厳しい状況であることが示された。また、秋田県内において公立博物館を有する多くの自治体では、それらの総合計画において「文化財の保護と活用」「芸術・文化の振興」「観光の振興」という目標を実施計画に定めているものの、その目標達成に博物館があまり期待されていない実情が浮き彫りとなった。

秋田県内の市町村立博物館は、図1に示すようにバブル期及びその後の平成不況期に多く設立されている。その多くは設立した自治体の歴史や民俗、産業などの郷土資料が中心の博物館であり、多くの博物館の設置条例には、「資料の収集保存」「調査研究」「展示」を行い、「郷土の発展」「郷土の学習」「地方文化の向上」に寄与することが目的として明記されている。しかしながら、現実には博物館を設立し資料を展示することが目的となり、設置条例に定める目的達成のための管理運営の指針が確立されていなかったと考えられる。その結果、開館後に十分な博物館活動を実施できず入館者減少をもたらし、それが管理運営に係る費用や配置職員の削減をもたらす、という負の連鎖に陥っていると推察される。また、設立時に博物館の管理運営の指針が明確化されていなかったことは、自治体の総合計画における博物館の位置づけの弱さにも反映されていると考えられる。

一方、秋田県内の村立の博物館である千拓博物館は、平成15～22年度の管理運営費は正職員の人件費を除いて約2100万円～4900万円であり、秋田県内の市町村立博物館の平均的な管理運営費を大幅に上回っていることが示された。正職員（学芸員）及び必要な臨時職員も配置されており、秋田県内では比較的恵まれた管理運営状況にある。

しかし、千拓博物館の政策的位置づけについては、開館当初から総合計画に明確に示されていたわけではない。平成10年に定められた大潟村の総合計画には「末永く千拓の意義と大潟村の農業を紹介する」「交流空間と体験学習の場を提供する」「郷土の歴史・文化・伝統に対する関心を高める」ために、「千拓博物館（仮称）の整備」を進めることが明記され、設置が目的の位置づけであり、博物館開館後にこの総合計画が見直されたわけではない。開館後、今後の入館者数減少を危惧した千拓博物館協議会が、地域資源の活用と地域住民との協働という管理運営方針を定めた基本構想を策定し、千拓博物館ではこの方針のもとで各種事業が実施された。その結果、毎年一定の入館者数を確保でき、千拓博物館の村における役割について地域住民の理解にもつながった。このことは、毎年一定の予算の配分につながり、さらに平成16年度以降の大潟村の総合計画の中で、政策的位置づけの明確化につながったと考えられる。

従って、自治体において博物館の政策的位置づけを確立するには、博物館の使命や役割を改めて確認した上で、総合計画に示された地域的課題の解決や将来の地域像に対し、博物館ならではの解決可能性を提示し、実践する必要がある。そのためには、博物館や地域資源の価値を理解し、地域的課題の解決のマネジメントを行う人材が必要であり、その役割は本来であれば学芸員が担うべきである。しかし、博物館の予算の確保や人的配置に限界があるならば、地域住民が主体的に考え、行動できる空間づくりとその担い手が必要である¹¹⁾。そのためには、博物館活動を通じて地域に貢献できる学芸員の養成・採用だけでなく、博物館や地域資源の価値を理解する市民学芸員や、博物館と地域住民を繋ぎ行動す

るコーディネーターなど、地域資源を理解し、意欲ある地域住民の養成を進める必要がある。一方、自治体の首長をはじめ、財政や企画部門など多くの行政職員は、博物館の役割を資料の保存や調査研究、展示などに限定してとらえている人が非常に多いと思われる。博物館が自治体の総合計画に示した目標の達成に寄与できることを理解してもらうには、研究者や都道府県レベルでの行政・実務関係者が、様々な事例の分析を行うとともに、具体的な貢献とその成果について、首長や財政、総務、企画部門の実務担当者、地域住民に対し、様々な機会を活用し粘り強く啓発していくことが必要である。

註記及び引用・参考文献

- 1) 文部科学省『結果の概要 -平成 23 年度（平成 22 会計年度）地方教育費調査』
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/1322987.htm、2013 年 4 月 27 日参照
- 2) 秋田県教育庁生涯学習課・秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室編『秋田県の生涯学習・文化財保護－施策の概要－』、秋田県教育委員会、2012、pp.78-80
- 3) 前掲書 2
- 4) 表 1 に示した、市町村教育委員会が直接の管理運営主体となっている館は計 55 館であるが、市立の博物館類似施設において教育委員会の所管のもと指定管理者を指定している館が 4 館あり、計 59 館とした。
- 5) 財団法人日本博物館協会編『地域と共に歩む博物館育成事業 日本の博物館総合調査研究報告書』、日本博物館協会、2009 年、pp.117-119
- 6) 以下の各自治体のサイトを参照した。なお、参照日は全て 2013 年 4 月 27 日である。
鹿角市(<http://www.city.kazuno.akita.jp/>)、大館市(<http://www.city.odate.akita.jp/>)、北秋田市(<http://www.city.kitaakita.akita.jp/>)、能代市(<http://www.city.noshiro.lg.jp/>)、男鹿市(<http://www.city.oga.akita.jp/>)、潟上市(<http://www.city.katagami.akita.jp/>)、秋田市(<http://www.city.akita.akita.jp/>)、由利本荘市(<http://www.city.yurihonjo.akita.jp/>)、にかほ市(<http://www.city.nikaho.akita.jp/>)、大仙市(<http://www.city.daisen.akita.jp/>)、仙北市(<http://www.city.semboku.akita.jp/>)、横手市(<http://www.city.yokote.lg.jp/>)、湯沢市(<http://www.city-yuzawa.jp/>)、小坂町(<http://www.town.kosaka.akita.jp/>)、上小阿仁村(<http://www.vill.kamikoani.akita.jp/>)、藤里町(<http://www.town.fujisato.akita.jp/>)、八峰町(<http://www.town.happou.akita.jp/>)、三種町(<http://www.town.mitane.akita.jp/>)、五城目町(<http://www.cs.town.gojome.akita.jp/>)、八郎潟町(<http://www.town.hachirogata.akita.jp/>)、井川町(<http://www.town.ikawa.akita.jp/>)、大潟村(<http://www.ogata.or.jp/>)、美郷町(<http://www.town.misato.akita.jp/>)、羽後町(<http://www.town.ugo.lg.jp/>)、東成瀬村(<http://www.higashinaruse.com/>)
- 7) 平成 12 年度から 23 年度までの大潟村一般会計決算書による。
- 8) 秋田市、男鹿市、潟上市、能代市、五城目町、八郎潟町、井川町、三種町。
- 9) 薄井伯征『地方の公立博物館の設立と事業展開に関する一考察 -秋田県大潟村における事例から-』、秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要、No.32、pp.177-187、2010
- 10) 例えば薄井伯征『博物館による地域活性化への挑戦 -秋田県大潟村における実践から-』、日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要、第 16 号、pp.31-37、2012
- 11) 薄井伯征『地方の公立博物館と地域社会の活性化』、日本生涯教育学会年報第 32 号、2011、pp.87-103